

## 清水こども園 預かり保育実施要領(1号認定対象)

### 預かり保育とは

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、お子様を一時的にお預かりし、必要な保育を行うことをいいます。

### 対象の園児

本園に入園を許可された園児(1号認定こども)

### 預かり保育を行わない日

土・日曜日、祝祭日、夏休み(お盆の3日間)、冬休み(年末・年始の6日間)、年度初めの初日、その他園長が定めた日

### 利用時間及び保育料・給食費

#### 平日預かり保育

<対象時間>

- 8:00~9:00
- 降園時(13:00)から18:00まで

<費用>

- (朝) 8:00~8:30 50円  
8:30~9:00 50円
- 降園時(13:00)から14:00まで 100円
  - 降園時(13:00)から15:00まで 200円
  - 降園時(13:00)から16:00まで 300円
  - 降園時(13:00)から17:00まで 400円
  - 降園時(13:00)から17:30まで 450円
  - 降園時(13:00)から18:00まで 500円

※18:00を超えてしまったら 30分単位で200円

◇ 年長児は1~3月の期間は14:00まで標準教育・保育時間とします。(預かり保育料金不要:お昼寝がなくなり、就学に向けた活動実施)

#### 休日預かり保育

<対象時間>

8:00~18:00

<費用>

- 8:00~8:30まで 50円
  - 8:30~9:00まで 50円
  - 9:00から15:00まで 400円
  - 9:00から16:00まで 500円
  - 9:00から17:00まで 600円
  - 9:00から17:30まで 650円
  - 9:00から18:00まで 700円
- ※18:00を超えてしまったら 30分単位で200円

### 教育・保育料の支払い

翌月初めに前月分の請求明細書を発行し、集金袋で集金を行います。

### 行事等についての確認事項

- ◆ 1号認定休園日に行われる行事の時間のみ(入園式、親子ふれあいデー、園内キャンプ、運動会、お遊戯会、卒園式等)に1号の園児が参加した場合は、登園日扱いとし、預かり保育料は発生しないこととする。
- ◆ 平日に行われる内科・歯科検診(午後)については、その時間に来るか、預かり保育(有料)での対応となります。
- ◆ 遠足など1日の活動となる日は、契約時間を過ぎた部分については、預かり保育料が発生します。

#### <給食費>

- ◆ 昼食代 225円(主食50円、副食175円)
  - ◆ おやつ代 50円
- <給食費の支払い方法>  
月毎に昼食1回 225円×給食提供数+おやつ1回 50円×おやつ提供数を集金袋で集金を行います。

★年収 360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては副食費(おかず代)が免除されます。  
※第3子以降とは、小学校3年生までの子どもから順に数えて3人目以降です。

- ◆ 預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
- ◆ 保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児までの子どもたちの利用料が1日450円×利用日数(月額11,300円まで)を上限に無償となります。